

P F I事業契約における留意事項について 目次案

まえがき

1. 事業全体にかかる事項
 - 1 - 1 契約の目的
 - 1 - 2 事業の趣旨の尊重
 - 1 - 3 契約期間
 - 1 - 4 事業日程
 - 1 - 5 事業概要
 - 1 - 6 規定の適用関係
 - 1 - 7 選定事業者の資金調達
 - 1 - 8 付帯的事業
 - 1 - 9 国公有地の使用
 - 1 - 10 許認可の取得等
 - 1 - 11 近隣対策
2. 施設の設計、及び建設工事にかかる事項
 - 2 - 1 施設の設計にかかる事項
 - 2 - 1 - 1 施設の設計、設計図書の提出
 - 2 - 1 - 2 設計の変更、法令変更による設計の変更
 - 2 - 2 施設の建設工事にかかる事項
 - 2 - 2 - 1 施設の建設工事
 - 2 - 2 - 2 土地の引渡し
 - 2 - 2 - 3 建設工事に伴う各種調査
 - 2 - 2 - 4 施工計画書等
 - 2 - 2 - 5 建設工事の第三者（「建設企業」）に対する委託
 - 2 - 2 - 6 工事監理者の設置
 - 2 - 2 - 7 工期の変更
 - 2 - 2 - 8 第三者に対する損害賠償
 - 2 - 2 - 9 不可抗力による損害（設計、建設段階）
 - 2 - 3 管理者等による確認にかかる事項
 - 2 - 3 - 1 現場立会いなど
 - 2 - 3 - 2 完工検査
 - 2 - 3 - 3 維持・管理、運營業務体制の確保
 - 2 - 4 施設の引渡しにかかる事項
 - 2 - 4 - 1 施設の引渡し（B T O方式）
 - 2 - 4 - 2 引渡し（又は運営開始）の遅延
 - 2 - 4 - 3 施設の瑕疵担保

- 3 . 施設の維持・管理、運営の実施
 - 3 - 1 維持・管理、運営の実施
 - 3 - 2 第三者による実施
 - 3 - 3 業務別仕様書
 - 3 - 4 業務報告
 - 3 - 5 第三者に及ぼした損害等
 - 3 - 6 不可抗力による損害（維持・管理、運営段階）
 - 3 - 7 契約期間終了前の検査
- 4 . 「サービス対価」の支払
 - 4 - 1 「サービス対価」の支払
 - 4 - 2 「サービス対価」の減額
 - 4 - 3 「サービス対価」の改定
- 5 . 契約の終了
 - 5 - 1 公共施設等の監理者等の解除権
 - 5 - 2 選定事業者の解除権
 - 5 - 3 解除の効力
 - 5 - 4 違約金
 - 5 - 5 不可抗力等の場合の解除権等
 - 5 - 6 契約終了時の事務
- 6 . その他事項
 - 6 - 1 選定事業者の権利事務の譲渡
 - 6 - 2 経営状況の報告等
 - 6 - 3 遅延損害金
 - 6 - 4 履行保証
 - 6 - 5 保険加入義務
 - 6 - 6 守秘義務
 - 6 - 7 疑義に関する協議
 - 6 - 8 不可抗力による損害への対応（再掲）

別紙 「基本協定」

モニタリングガイドライン 目次案

一 モニタリングの基本的考え方

- 1 はじめに
- 2 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための枠組みの構築
 - (1) 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための枠組み構築の重要性
 - (2) 公共サービスの適性かつ確実な実施を確保するための枠組み構築の流れ
 - (3) モニタリングの実施へ向けての体制構築から実施へのプロセス

二 モニタリングの実施方法

- 1 モニタリングの役割
- 2 モニタリングの具体的内容
- 3 サービス履行状況に関する情報収集体制
- 4 モニタリングの確定
- 5 モニタリング結果に基づく協議
- 6 各種報告書等について

三 適正な公共サービスの提供がなされない場合の対応方法に関する考え方

- 1 適正な公共サービスの提供がなされない（債務不履行）時の履行確保の考え方
- 2 サービス対価支払減額の方法
 - (1) サービス対価の価格と支払方式
 - (2) 減額の程度
 - (3) 改善期間
 - (4) 支払留保
- 3 その他

四 モニタリング実施の観点から必要な測定指標のあり方

五 財務モニタリング

六 その他

- 1 中長期的問題対応への視点
- 2 モニタリング（監視）等の結果の公表